

教育訓練休暇給付金のご案内(R7/10~)

概要

在職中の労働者が教育訓練を受ける休暇期間に受給

- ◆ 雇用保険の「一般被保険者」が対象(×高年齢被保険者)
- ◆ 自発的に教育訓練受ける+事業主承認(×業務命令)
- ◆ 連続30日以上の休暇(無給)を取得(就業規則等に規定された休暇)

休暇期間中 → 「教育訓練休暇給付金」

(失業給付に相当する給付)

給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

<給付日数>

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

<支給額のイメージ>

額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

主な支給要件

- 休暇開始前**2年間に12か月以上**の被保険者期間があること
(原則、11日以上の勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- 休暇開始前に**5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)

<事務所より>

事務所通信令和7年7月号にも掲載しましたが、10月から育児・介護休業法が改正されますので、お早めに就業規則等の見直しをお願いします。

9月の年金相談日は「11、16、25日」です。

ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/>